

# 建築保全業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 山本地域振興局庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 履 行 場 所 秋田県能代市御指南町1番10号  
秋田県山本地域振興局庁舎
- 3 履 行 期 間 令和8年4月 1日から  
令和9年3月31日まで
- 4 業 務 委 託 料            ¥            —  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)        ¥            —
- 5 契 約 保 証 金    〇〇〇〇円（※納付の場合）  
秋田県財務規則第178条第 号該当により免除（※免除の場合）

6 特別契約事項

この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

この委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、秋田県財務規則を遵守の上、別添契約事項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住 所 秋田県能代市御指南町1番10号  
職氏名 秋田県山本地域振興局長 伊勢 弘 印

受注者 住 所  
商号又は名称  
氏 名 印

## 契 約 事 項

受注者は、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を行う。

なお、この委託契約の履行細目は別添「山本地域振興局庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書」及び「自家用電気工作物の点検仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づくものとする。

### （契約対象電気工作物の概要）

第1条 契約対象となる電気工作物の概要は、次のとおりとする。

- 一 事業場の名称 山本地域振興局庁舎
- 二 事業場の所在地 秋田県能代市御指南町1番10号
- 三 需要設備
  - イ 設備容量（250kVA）
  - ロ 受電電圧（6,600V）
- 四 非常用予備発電装置
  - イ 発電機定格容量（34kVA）
  - ロ 発電機定格電圧（210V）
  - ハ 原動機の種類（内燃機関）
- 五 常用発電装置〔太陽光発電設備〕
  - イ 太陽電池容量（15kW以上）
  - ロ 蓄電池（10kW）
  - ハ パワーコンディショナ（10kW）

### （委託業務の内容）

第2条 受注者が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- 一 電気工作物において、受注者の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）は、発注者の定める保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- 二 保安管理業務は、別紙に記載されている保安業務担当者が実施するものとする。
- 三 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を別紙仕様書のとおり行うほか、発注者及びその従事者に定期的な点検等において異常等があったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、修理、改造等の指示又は助言を行うものとする。
- 四 電気工作物に事故・故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を、発注者又はその従事者から受けた場合には、応急措置を指導するとともに、次に掲げる処置を行うものとする。
  - イ 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示。
  - ロ 事故・故障の状況に応じた臨時点検。
  - ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示又は助言。
  - ニ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、その報告についての指示。
- 五 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限值は50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏

えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に、次に掲げる処置を行うものとする。

イ 警報発生時の原因を調査し、その適切な処置を行う。

ロ 警報発生時の受信記録を3年間保存する。

六 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。

七 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続を助言する。

八 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査に立会いして確認し、必要に応じそのとるべき措置を発注者に助言する。

九 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて別紙仕様書に定めるところにより工事期間中の点検を行い報告するとともに、必要に応じて、そのとるべき措置を発注者に助言する。

2 次に掲げる電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者に確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。このほか、受注者は当該電気工作物の保安について、発注者に対し助言を行うことができるものとする。

一 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物

イ 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

ロ 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

ハ 構造上内部点検のできない密閉型防爆構造の機器

ニ 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、1級建築士等の検査を要する建築設備

ホ 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

二 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物

イ 点検時現場に設置されていない移動式機器等

ロ 点検時に著しい危険の伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等

ハ 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

ニ 業務上の都合等、発注者の事由で受注者が立入りできない場所に設置された機器等

ホ 情報管理のため立入りが制限される場所

へ 衛生管理のため立入りが制限される場所

ト 機密管理のため立入りが制限される場所

三 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

四 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。

(点検の頻度)

第3条 前条第1項に定める受注者が定期的に行う点検の内容は仕様書によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。

一 月次点検 隔月1回(主として設備が運転中の状態において行う点検)

- 二 年次点検 年1回（主として停電により設備を停止状態にして行う点検）
  - 三 臨時点検 必要の都度（事故、故障の状況において行う点検）
- 2 工事期間中の点検の頻度は週1回以上とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、報告書類等（未完成の報告書類等及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（再委託等の禁止）

第5条 受注者は委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその業務を再委託することができない。

- 2 受注者は、業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ、発注者に書面で申請して、その承諾を得なければならない。

（連絡責任者等）

第6条 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、受注者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故等がある場合に、その業務を代行させるため代務者を定め、その連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、原則として連絡責任者又は代務者を受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

（保安業務担当者の資格等）

第7条 受注者は、第2条に掲げる電気工作物の保安業務担当者は、経済産業省告示第249号（平成15年7月1日）第1条の規定に適合する者を充てるものとする。

- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 4 受注者は、前各項で定める保安業務担当者（氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号）及び受注者の事業所への連絡方法を書面をもって発注者に知らせ、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。

なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

（協力及び義務）

第8条 発注者は、受注者の実施した保安管理業務の結果について、保安業務担当者から報告を受けその記録（当該業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）を確認し保存するものとする。

- 2 発注者は、受注者が報告・助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、その結果を検収し記録しておくものとする。その保存については、第12条の規定に

よる。

3 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

(通 知)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に通知するものとする。

- 一 代表者又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合
- 二 連絡責任者、電気の保安に関する組織に変更があった場合
- 三 電気工作物を変更する場合
- 四 法令に定める技術基準に適合しない事項が判明した場合
- 五 災害又は電気事故及び異常が発生した場合
- 六 工事の実施及びそれに係るしゅん工検査を行う場合
- 七 電気事業法に基づく立入検査が行われる場合
- 八 相続等により、この契約に基づく権利義務の継承があった場合

(協 議)

第10条 発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、双方が協議するものとする。

この場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- 一 電気工作物等を変更しようとする場合
- 二 電気工作物の工事・維持及び運用に関する計画を策定しようとする場合
- 三 電気工作物の工事計画の作成及び使用前自主検査並びにしゅん工検査を実施しようとする場合
- 四 電気工作物の巡視・点検及び試験に関する年度実施計画を作成しようとする場合
- 五 電気工作物の保安に関する報告書を関係官庁に提出しようとする場合
- 六 保安規程及び細則を変更しようとする場合

(備品・機材等の整備)

第11条 発注者は、受注者と協議の上、発注者の負担において電気工作物の保安管理に必要な備品及び機材を整備し、受注者の負担において、保安管理に必要な消耗品を準備するものとする。

(記録の保存)

第12条 受注者が実施し、報告した保安管理業務実施結果の記録等は、発注者と受注者の双方において3年間保存するものとする。

(事業場への立入り)

第13条 受注者は、保安管理業務のため発注者の事業場に立ち入り、必要な業務を実施することができるものとし、発注者は、これに協力するものとする。

2 受注者は保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、発注者に提示後業務を実施するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(契約期間内の更改等)

第14条 発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内であっても契約を

更改することができる。

- 一 設備容量が変更された場合
- 二 受電電圧が変更された場合
- 三 非常用予備発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- 四 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更され又は新たに設置された場合
- 五 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- 六 発注者が保安規程を変更する場合

(一般的損害)

第15条 業務を行うことにより生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 業務を行うに当たって第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 前2項の場合、その業務を行うに当たって第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第17条 受注者は、隔月の業務が終了した都度、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を最終の検査時に受注者へ通知しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。
- 4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が報告書類等の引渡しを申し出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補し再度、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。
- 6 前5項の規定について、3月期が業務期限となる場合においては3月31日を越えてすることができない。

(契約代金の支払)

第18条 受注者は、前条の検査に合格したときは、次に定める委託料の支払を請求することができる。

履行内容・業務期限	完了報告期限	支出金額
自家用電気工作物保安管理業務 令和8年4月1日～令和8年5月31日	令和8年6月10日	円
自家用電気工作物保安管理業務 令和8年6月1日～令和8年7月31日	令和8年8月10日	円
自家用電気工作物保安管理業務 令和8年8月1日～令和8年9月30日	令和8年10月9日	円
自家用電気工作物保安管理業務 令和8年10月1日～令和8年11月30日	令和8年12月10日	円
自家用電気工作物保安管理業務 令和8年12月1日～令和9年1月31日	令和9年2月10日	円
自家用電気工作物保安管理業務 令和9年2月1日～令和9年3月31日	令和9年3月31日	円

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第19条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の賠償金等）

第20条 受注者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、委託料（この契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の請求に基づき、指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する

刑が確定したとき。

(臨機の措置)

- 第21条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれがあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
  - 3 発注者又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、委託料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(発注者の契約解除権)

- 第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
  - 二 業務責任者を配置しなかったとき。
  - 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - 四 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - 2 発注者は、受注者が、第23条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。
  - 3 受注者は、第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合において、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
  - 4 発注者は、第1項各号のいずれかの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金等を前項の違約金に充当することができる。

- 5 発注者は、業務が完了するまでの間は、第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 6 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。
- 7 発注者は、第5項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 8 第1条に掲げる電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
  - 一 廃止された場合
  - 二 保安全管理業務外部委託の承認が取り消された場合
  - 三 一般用電気工作物となった場合
  - 四 受電電圧が7,000Vをこえた場合
  - 五 発電所の出力が1,000kW以上となった場合
  - 六 構外にわたる配電線路の電圧が600Vをこえた場合

(受注者の契約解除権)

第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 仕様書等を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
  - 二 業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(通報報告)

第24条 受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、直ちに警察への通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。
- 3 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。

(個人情報の保護)

第25条 受注者は、この契約による委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の決定)

第26条 この契約書について疑義が生じた場合、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備)

第3 受注者は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第4 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、発注者に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

### (派遣労働者の利用時の措置)

第5 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

### (教育の実施等)

第6 受注者は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承認を得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容

(8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「受注者」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

(取得の制限)

第8 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

第11 受注者は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければ

ばならない。

- (2) 個人情報を電子データとして保存又は発注者の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受注者は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 6 受注者は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、発注者に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

第14 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、受注者及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第16 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 4 発注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

- 第17 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第18 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。